

沖縄地域版『地域活性化パートナー』事業の募集について

独立行政法人中小企業基盤整備機構
沖縄事務所（中小機構沖縄事務所）

1. 趣旨

中小機構沖縄事務所では、「地域新事業創出支援」として、地域の產品や技術を活かした新商品や新サービスの開発において、全国展開、さらには海外展開を目指す地域中核・成長企業等を対象とし、ビジネスプランの作成（ブラッシュアップ）からその実行（フォローアップ）に至るまで、専門家による一貫したサポートを実施しています。

効果的なフォローアップのためには、企画、開発した新商品や新サービスの市場での評価、マーケティング及び大都市圏・海外市場等における販路開拓が極めて重要な課題となっています。

このため、中小機構本部においては、大都市圏等や全国規模で活動する流通事業者（小売、卸売等）、情報通信事業者、観光関連等の企業・団体の皆様を「地域活性化パートナー」としてご登録いただき、双方が連携して販路開拓等支援事業を実施することによって、地域中小企業による新事業計画の早期事業化を促進しております。

全国展開もさることながら、沖縄地域においては、国内の大都市圏よりも近接した海外市場が存在し、その地理的優位性を考慮した戦略的な事業展開を図る観点から、台湾、香港、シンガポールなどのアジアへの販路開拓をサポートする沖縄地域版「地域活性化パートナー」との連携が特に重要であると考えられます。

2. 沖縄地域版「地域活性化パートナー」の募集について

上記の趣旨に合致している事業者を対象として、沖縄地域版「地域活性化パートナー」（中小機構沖縄事務所とのパートナー）を募集します。

3. 地域活性化パートナーの登録について

登録にあたっては、以下の「地域活性化パートナーシップ宣言」等にご賛同いただくことが必要となります。

地域活性化パートナーシップ宣言

1. 地域の中小企業による新商品・新サービスの事業化及び促進に向けた取り組み企画を提案し実行します。
2. 中小企業の経営環境に配慮し、対等な立場で強力をを行い、相互利益を目指します。
3. 中小機構沖縄事務所と密接な連携の下で活動を行います。

4. 地域活性化パートナーに求められる支援内容・登録期間

（1）販路開拓支援企画の実施

- a. 中小企業が開発した新商品・新サービスの販路開拓支援
・販売企画（百貨店等販売会、通信販売企画）

- ・ビジネスマッチング企画（展示商談会）
- ・PR企画（コンテスト参加・受賞、書籍等媒体掲載による商品紹介）
- b. 中小企業が取り組む商品化支援
 - ・商品化に関する相談会等企画（各種相談会、専門家アドバイス企画）
 - ・商品評価等に関する企画（商品評価会）

（2）販路開拓支援企画への協力

中小機構沖縄事務所が実施する各種セミナー・相談会・商談会やその他の地域活性化パートナーの企画において、パートナー企業等に所属するバイヤー等を講師・アドバイザー・評価者として派遣・紹介していただくなどのご協力をお願いいたします。

（3）登録期間

登録から二年経過して迎える年度末（3月末）をもって登録満了とさせていただきます。ただし上記（1）又は（2）の販路開拓に関する支援又は協力が実施された場合、又は今後参画の可能性があるものに関しては、その実施時期を起点として、二年経過後に迎える年度末をもって登録満了とします。

5. 地域活性化パートナー登録のメリット

（1）情報提供

- 中小機構沖縄事務所のマーリングリストにより、以下の情報を提供します。
- ・地域新商品・新サービス開発支援および農商工連携、地域資源活用、新連携等による支援事業の概要
 - ・経済産業省中小企業庁及び中小機構が展開する中小企業支援施策

（2）広報表記

地域活性化パートナーとして中小企業支援の取り組みを、CSR活動として広報することができます。

（3）パートナー連携

販路開拓支援企画の実施や中小機構本部が主催するパートナー連絡会議への参加等を通して、他のパートナー企業との交流・連携を図ることができます。

（4）全国からの応募

中小機構沖縄事務所を通じて、全国9箇所にある地域本部に対して販路開拓支援企画の募集を行うことができるため、全国の中小企業事業者等からの応募が期待できます。

（5）ロゴマーク「NIPPON MONO ICHI」の活用

中小機構本部が特に必要と認める販路開拓支援企画においては、ロゴマーク「NIPPON MONO ICHI」（別添）を使用することができます。

4. 反社会的勢力ではないことの表明及び確約事項について

- （1）次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業

5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- (二) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いただきます。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を棄損し、または機構の業務を妨害する行為
5. その他の前各号に準ずる行為

(3) 上記(1)又は(2)のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、地域活性化パートナー登録を解除されても異議ないことを確約いただきます。

5. 費用負担

中小機構が負担できる経費は次のとおりとする。

- (1) パートナーが企画・主催する販路開拓支援（販売企画、マッチング企画等）に関する経費
中小機構沖縄事務所が負担する費用は、原則としてパートナーが提供するものを除き、事業者の出展及び支援等に資する経費または施策・中小機構のPRに資する必要最低限の経費とする。

(2) 中小機構沖縄事務所が企画・主催する商品化支援（評価会、セミナー等）に関する経費

謝金については、中小機構の統一単価を適用する。

旅費は規程等によるものとし、会場借料等も当該予算で負担する。

6. 登録の手続きについて

(1) 上記「地域活性化パートナーシップ宣言」等にご賛同をいただき、パートナー登録を希望される際は、会社概要（事業案内）、企画提案書、登録希望書をご提出いただきます。

(2) 中小機構沖縄事務所において、企画書等を拝見し、登録を決定させていただきます。

中小機構沖縄事務所（担当：砂川、佐久本、蔵元）

〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター313-1

TEL：098-859-7566、FAX：098-859-5770